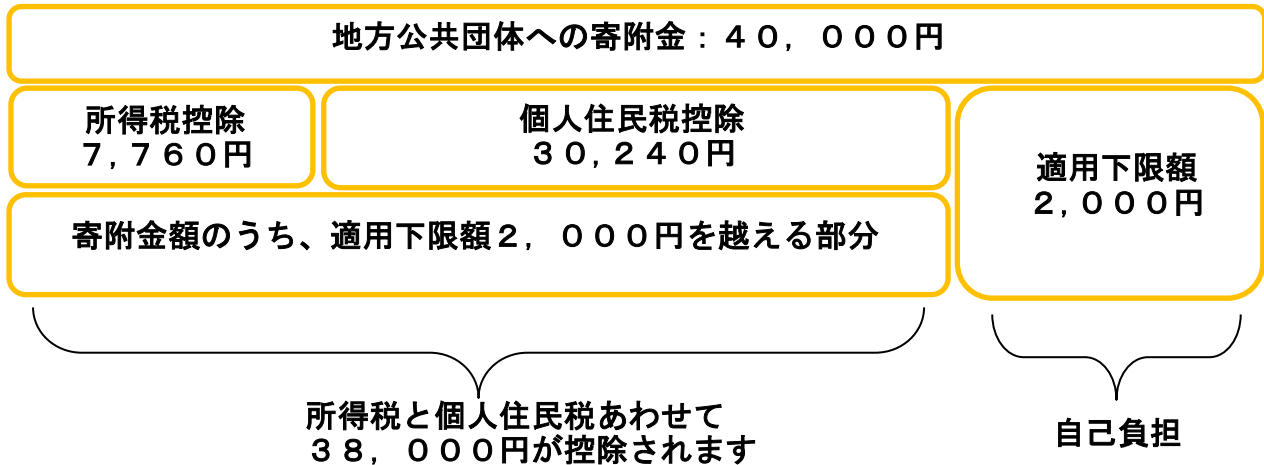


税制上の優遇措置について

- ★寄附をいただいた金額から2千円（適用下限額）を差し引いた額に相当する額が、「個人住民税」と「所得税」から控除されます。
- ★なお、年収、寄附金の額などによって、2千円を差し引いた額に相当する全ての額が控除されない場合があります。

【モデルケース】

家族構成：4人家族（本人、扶養家族3人（配偶者、子供2人））
所得：7,000,000円（給与収入）
個人住民税（所得割額）：293,500円



【優遇措置を受けるための手続き】

- ★税金の控除を受けるためには、寄附をくださった年（1月～12月）の翌年の3月15日までに居住地の所轄の税務署で「確定申告」をしていただくことになります。
- ★確定申告の際には、村または金融機関が発行する受領日付の入った受領証が必要です。